

## 新型コロナウイルス感染症に対する公立幼稚園・認定こども園・認可保育園 の対応について（彦根市ガイドライン）【第13版】

### 1 在園児と同居するご家族が発熱等体調不良の場合

- (1) 体調不良者は、必ずかかりつけ医に相談するようお願いします。
  - (2) 体調不良者が、新型コロナウイルス感染症への感染でないと判明した場合 → 登園可
  - (3) 体調不良者が、新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合 → 自宅待機
- 体調不良者が、かかりつけ医への相談・受診をされない場合は、感染拡大防止を理由に家庭保育の協力をお願いすることとなりますのでご理解ください。

### 2 在園児と同居する家族が濃厚接触者と指定された場合

- (1) 同居の濃厚接触者のPCR検査結果判明までの期間
    - ① 濃厚接触者に体調不良の症状が認められる場合 → 自宅待機
    - ② 濃厚接触者が無症状 → 登園可 ※可能な方は自宅待機をお願いします
  - (2) 同居の濃厚接触者のPCR検査結果判明時
    - ① 濃厚接触者が陽性の場合 → 自宅待機
    - ② 濃厚接触者が陰性の場合 → 登園可
- 濃厚接触者は、保健所が指示する期間自宅待機となりますので、送迎は控えてください。

### 3 在園児が濃厚接触者に指定、または陽性となった（感染した）場合

- (1) 必ず園に電話で報告してください。なお、開園時間外（夜間や土日祝日等）であっても、園（園職員）に連絡が取れる体制である場合は、園（園職員）に連絡をお願いします。園（園職員）に連絡が取れる体制でない場合は、彦根市役所代表番号にお掛けいただき、次の①～④の内容をお伝えください。折り返し、市幼児課職員（非通知）または園（園職員）から電話にて連絡させていただきますので、ご対応くださいますようお願いいたします。  
【彦根市役所代表番号】TEL：0749-22-1411
  - ① 園名 ② クラス（〇歳児） ③ 園児名（フルネーム） ④ 連絡先
- (2) 濃厚接触者は、原則5日間は自宅待機をお願いします。  
**ただし、自宅待機2日目と3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査の結果が陰性であれば、3日目から登園が可能です。**
- (3) 陽性となった（感染した）方は、治癒するまで登園は控えてください。

### 4 保育の可否について

#### (1) 在園児もしくは職員が濃厚接触者に指定された場合

- ① 濃厚接触者が体調不良の場合 → 濃厚接触者が在籍しているクラスの閉鎖と濃厚接触者が発症する48時間前以降に接触のあった者を対象にイベントベースサーベイランス事業を活用し、PCR検査を行います。検査対象者の方へは家庭保育の協力を依頼させていただきます。
- ② 濃厚接触者が無症状の場合 → 通常どおり保育を継続します。

## (2) 在園児もしくは職員が陽性となった（感染した）場合

- ① 当該園児・職員のクラスの閉鎖と早朝・夕方の延長保育や預かり保育において接触のあった園児に対し家庭保育の協力要請を行います。期間は、PCR 検査の結果が出るまでです。
  - ② ①の対象者については、イベントベースサーベイランス事業を活用した PCR 検査を実施しますので、実施方法等については改めて園からお知らせが届きます。
  - ③ PCR 検査の結果につきましては、分かり次第保育の再開と併せお知らせします。原則、陰性の方は保育を再開しますが、濃厚接触者の方は原則 5 日間自宅待機をお願いします。**ただし、自宅待機 2 日目と 3 日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査の結果が陰性であれば、3 日目から登園が可能です。**
- ※ 複数の職員が濃厚接触者となった場合には、保育体制が整わないことを理由に職員の自宅待機期間、家庭保育の協力をお願いすることがありますのでご理解願います。

## 5 その他

- (1) これからも各園においては、感染拡大の防止を最優先に考えると同時に、各ご家庭の諸事情も考慮しながら可能な限り保育を継続していきますので、濃厚接触者または陽性者が確認された場合には、クラス単位での閉鎖を原則とさせていただきます。
- (2) 濃厚接触者または陽性者が確認された際には、園舎の消毒を早急にさせていただきますので、安心してご登園ください。
- (3) 多くの職員が自宅待機にある状況においては、保育体制が整うまでの間、クラス閉鎖や保育時間の短縮をお願いすることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。
- (4) 濃厚接触者に指定されなかったお子さまにつきましても、感染拡大防止の観点から、家庭保育要請中は他の施設で実施している一時保育事業等の利用は極力控えていただき家庭での保育をお願いします。
- (5) 保育料につきましては、市幼児課および園からの要請で家庭保育にご協力いただいた日数につきましては、日割り計算で返還させていただきます。なお、返還方法につきましては、翌月以降の保育料で調整させていただきます。また、濃厚接触者に指定され、保健所からの自宅待機指示期間についても、同様に日割り計算で返還させていただきます。

## 6 問い合わせ先

彦根市子ども未来部 幼児課

〒522-0041 彦根市平田町 670 番地（彦根市福祉センター2 階）

TEL （平日 8:30～17:15）0749-23-9597 ／ （それ以外の時間）0749-22-1411

E-mail : [jidokatei@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:jidokatei@ma.city.hikone.shiga.jp)